



かわいと思う気持ちを最後まで…

ずっと…家族でいてね。

愛護動物の虐待・遺棄は犯罪です。

愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた場合

**5年以下の懲役 又は
500万円以下の罰金**

愛護動物を虐待又は遺棄した場合

**1年以下の懲役 又は
100万円以下の罰金**

※愛護動物とは犬、猫、鶏、うさぎ、カメなど、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの。



ぼくたちを捨てないで！

●虐待の禁止

動物虐待とは、動物を不必要に苦しめる行為のことをいい、正当な理由なく動物を殺したり傷つけたりする積極的な行為だけでなく、必要な世話を怠ったりケガや病気の治療をせずに放置したり、十分な餌や水を与えないなど、いわゆるネグレクトと呼ばれる行為も含まれます。

●遺棄の禁止

動物の飼い主の責任には、動物を正しく飼い、愛情を持って扱うことだけでなく、最後まできちんと飼うことも含まれます。飼えないからと動物を捨てることは、動物を危険にさらし、飢えや乾きなどの苦痛を与えるばかりでなく、近隣住民にも多大な迷惑になります。

虐待・遺棄の問い合わせ先

宮古保健所：0980-72-3501

宮古警察署：0980-72-0110

沖縄県・沖縄県警察